

新型コロナワクチン予防接種についての説明書

【接種対象者】

- ① 接種当日に 65 歳以上の市民の方
- ② 接種当日に 60 歳～64 歳のうち心臓・腎臓または呼吸器の機能により、身の回りの生活が極度に制限される程度の障がいのある方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能により、日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある市民の方（身体障がい者手帳 1 級相当）

【接種期間】

令和 8 年 10 月 1 日より令和 9 年 1 月 31 日まで

【接種費用】

8,000 円

ただし、生活保護受給者、市民税非課税世帯の方、災害のために居住地で定期予防接種を受けることが困難な方等は、接種当日に確認書類を医療機関に持参いただくと無料になります。

【接種回数】

実施期間中に 1 回

1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、新型コロナウイルス（SARS-CoV2）による感染症です。人から人への伝播は咳や飛沫を介して起こり、特に、密閉・密集・密接（三密）の空間での感染拡大が頻繁に確認されています。

発熱やのどの痛み、咳が長引くことが多く、強いだるさが特徴で重症化すると肺炎を起こすことがあります。また、特に高齢者や基礎疾患のある方等は重症化しやすい可能性が考えられています。

2 ワクチンについて

流行している株に対応したワクチンを用いることで、より高い中和抗体価の上昇等が期待されることから、定期接種に用いる新型コロナワクチンに含まれる株は、当面は毎年見直すこととされています。

ワクチンの接種は本人の希望により行われ、個人の発病および重症化（入院）予防を目的としています。いずれの年齢群においても、重症化（入院）予防効果は発症予防効果より高いことが確認されています。

2025/26 シーズン（令和 7 年秋冬の接種）において用いられた LP. 8.1 対応 1 価ワクチンの効果として、新型コロナウイルス感染症による入院・重症化予防効果等を約 41.2～70.1%程度予防した等の報告が国外でなされています。（令和 8 年 9 月時点）。

医師が必要と認めた場合には、他の予防接種と同時に接種できるため、医師にご相談ください。

出典：第 67 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会資料

3 ワクチンの副反応

接種部位の痛み（疼痛）、疲労、頭痛、筋肉痛等がみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復します。また、頻度不明ですが、重大な副反応としてショック、アナフィラキシー（急性の強いアレルギー反応）、心筋炎・心膜炎が発生したことが報告されています。

4 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意

気になることやわからないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師に質問しましょう。予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。現在、病気などで治療中の方、今までに免疫状態の異常を指摘されたことがある方は、担当医師とよく相談し、十分に納得して接種を受けましょう。

(2) 予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱している方（通常は 37.5℃を超える場合）
- ② 重い急性疾患にかかっている方
- ③ 新型コロナワクチンの成分に対してアナフィラキシー（通常接種後 30 分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）をおこしたことがある方
- ④ その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

(3) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

- ① 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症または凝固障がいのある方
- ② 過去に免疫状態の異常を指摘されたことがある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ③ 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障がいなどの基礎疾患がある方
- ④ 過去に予防接種で接種後 2 日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状がみられた方
- ⑤ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- ⑥ 接種ワクチンの成分に対してアレルギーをおこすおそれがある方

(4) 接種を受けた後の注意事項

- ① 接種後 30 分は体調が変化することがありますので安静にし、医師とすぐに連絡がとれるようにしましょう。
- ② 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③ 接種後 1 週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや体調に変化があった場合は医師にご相談ください。
- ④ 入浴はさしつかえありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ⑤ 接種当日は体調の変化に気を配り、激しい運動や大量の飲酒は控えましょう。

5 予防接種健康被害救済制度

予防接種の副反応により、医療機関での治療が必要になった、あるいは生活に支障をきたすような障がいが残ったなど、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。お住まいの区の保健福祉センターにご連絡ください。国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。